

『大都市制度ニ関スル意見書』

大都市制度調査会 [編]

1930年9月 菊判／308頁 図書番号 OA-0297

1889（明治22）年4月、市制町村制が施行されたが、東京、大阪、京都の三大都市については知事が市長を兼務するなどの市制特例が設けられた。1898（明治31）年、市制特例は廃止され一般市同様の市制が適用された。その後、自治権拡充を求める特別市制運動は、六大都市（東京、京都、大阪、神戸、横浜、名古屋）へとひろがっていった。

明治・大正期における特別市制運動は、府県と大都市間における二重監督・二重行政の撤廃要求、大都市を府県の区域外とするといった内容に主眼がおかれていた。しかし、官吏を長とする府県制を主張する政府・貴族院と公吏を長とする特別市制を主張する大都市・衆議院との提案が対立していた。妥協策として成立したのが「六大都市行政監督ニ関スル件」等の法律であったが、六大都市を満足させるものではなかった。昭和期に入ると六大都市間の緊密な連携運動が政府を動かし相次いで審議機関を設置させた。

1930（昭和5）年1月に内務大臣からの諮問を受けて内務省地方局長、府県知事、六大市長で構成された大都市制度調査会が設置された。本書は、大都市側の意見をまとめたものである。おもな内容は、つぎのとおりであった。(1)現行都市計画区域を基準として、六大都市を現在区域のまま府県外に置き、府県と対等の地位とする(2)府県知事の職権中、高等警察および司法警察に関するもの以外をすべて市長に委任する(3)地方長官の監督から内務大臣の直接監督とする(4)大都市の分離・独立にともなう府県財政負担の激変には大都市側において府県と協議し、適宜緩和の処置をとる。

六大都市側のこの意見書に対し、内務省が特に問題としたことは、大都市の市長による警察事務をどのようにおこなうかであった。すなわち、府県知事のもっとも重要な権限が警察権を含む包括的な規制権限と市町村の監督であったためである。仮に、大都市が府県から独立して同等の権限をもった制度となることは、警察権を含む包括的な規制権限も公吏の市長の権限となることを意味し、内務省はその実現に難色を示した。特別市制運動は、昭和期に入ってからも大都市の要望と政府の構想が衝突して、戦時体制に入るころまでつづいた。1943（昭和18）年、政府は「帝都防衛」のためとして、他の五大都市とは別に、行政の一元化と効率化をはかるために府と市を統合して東京都制を施行した。

第二次大戦後、東京を除いた五大都市は、すぐに特別市制を求める運動を再開し、1947（昭和22）年の地方自治法は特別市制度を規定した。だが、どの大都市を特別市とするかは、別に法律で定めるものとされた。府県側は、憲法95条が規定する特別立法にかかる住民投票を府県単位で実施することを主張し、五大都市側は当該市の住民投票で実施することを主張した。結局、両者の対立は溶けず、特別市制度はついにその指定が実現することなく終った。

1956（昭和31）年の地方自治法改正によってその条項は削除され、府県から大都市に16項目の事務委譲等を骨子とする「大都市に関する特例」が設けられ、同年7月、五大都市は特例の規定をうけて一般市とは異なる政令指定都市として誕生した。

（柳原裕彦・市政専門図書館司書主幹）